

市原市監査委員告示第3号

令和5年度行政監査結果をここに告示する。

令和6年2月13日

市原市監査委員 鈴木 昌 武

市原市監査委員 藤 井 一

市原市監査委員 菊 地 洋 己

市原市監査委員 田 尻 貢

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、別添
のとおり公表する。

令和5年度

行政監査報告書

市原市監査委員

市監第2377号
令和6年2月9日



市原市長	小出 讓治 様
市原市議会議長	永野 喜光 様
市原市選挙管理委員会委員長	捧 仁滋 様
市原市代表監査委員	鈴木 昌武 様
市原市農業委員会会長	征矢 善充 様
市原市教育委員会教育長	林 充 様

市原市監査委員 鈴木 昌武

市原市監査委員 藤 井 一

市原市監査委員 菊 地 洋 己

市原市監査委員 田 尻 貢

行政監査報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を市原市監査基準（令和2年市原市監査委員告示第5号）に準拠して実施したので、その結果を同法第199条第9項の規定により提出します。

1 監査の種類

行政監査

2 監査の対象

(1) 監査のテーマ

AEDの設置及び管理状況について

(2) 選定の理由

AED（自動体外式除細動器）は、心停止状態になった者の心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器であり、一刻も早く使用することで救命率や社会復帰率の向上に効果があるものとされている。

平成16年7月からは、医療従事者以外の一般市民にも使用が認められるようになり、全国的に、駅、学校、公共施設など人が多く集まる施設を中心に設置が進められ、本市公共施設でも設置が進んでいる。

一方、AEDは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「薬機法」という。）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器であることから、救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を未然に防ぐ必要がある。そのため、平成21年4月に厚生労働省から各都道府県知事あてに「AEDの適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」が発出されたが、それ以降も一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態が確認されたため、平成25年9月に再度、厚生労働省から「AEDの適切な管理等の実施について（再周知）」が発出された。

以上のことを踏まえ、本市公共施設に設置されたAEDの設置及び管理状況について、「AED設置場所及び設置の情報提供」「AED本体及び消耗品等の管理」「施設職員等のAED操作方法の習得」の現状を検証し、救命措置が必要になった際に、迅速かつ適切にAEDを使用できる環境の整備に資することを目的として監査を実施することとした。

(3) 対象部局室

全部局室

3 監査の期間

令和5年7月24日から令和6年1月23日まで

4 監査項目及び着眼点

- (1) AEDの設置場所及び設置の情報提供について
 - ① 各施設内における設置場所はどうか。
 - ② 設置場所の案内表示は、施設利用者にわかりやすいものとなっているか。
 - ③ 設置施設であることについて情報提供しているか。

- (2) AEDの管理状況について
 - ① 機器本体及び消耗品等の日常点検は、どのように行われているか。また、点検担当者は置いているか。
 - ② 消耗品等の交換は、使用期限等を把握したうえで、計画的に適切な時期に行われているか。
 - ③ 機器本体の更新は、使用期限等を把握したうえで、計画的に適切な時期に行われているか。

- (3) AEDの操作方法の習得について
 - ① 施設職員等のAEDの操作方法に関する講習の受講状況はどうか。

5 監査の実施内容

本市公共施設に既に設置してあるAEDを対象として、その設置状況（設置場所、設置場所の周知等）及び管理状況等について、調査票への回答及び資料の提出を求め、補助職員による書類の確認、一部の施設に対する実地調査及びヒアリングを実施した。

なお、本報告書において集計した数値等は、調査票への回答（令和5年8月1日現在）に基づき集計したものである。

6 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の概要及び意見は次のとおりである。

I 監査の概要

1 AEDの概要について

AED（自動体外式除細動器）は、心停止状態（血液を全身に送り出す心室が細かく痙攣するように震え、収縮と拡張を正常に繰り返せなくなり、心臓から全身に血液を送り出せなくなる心室細動の状態）になった者に対して、電気ショックが必要かどうかを自動的に判定し、使用者が音声ガイド等に従い心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器であり、一刻も早く使用することで救命率や社会復帰率の向上に効果があるものとされている。

AEDの設置及び管理については、法律に具体的な定めはないが、国（厚生労働省）からの通知や一般財団法人日本救急医療財団からのガイドラインが発出されている。

国（厚生労働省）及び一般財団法人日本救急医療財団から発出された主な関係文書は以下のとおりである。

- (1) 平成 16 年 7 月 1 日付け 厚生労働省医政局長
「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」
救命の現場に居合わせた一般市民（非医療従事者）がAEDを使用することを認める内容の通知
- (2) -1 平成 21 年 4 月 16 日付け 厚生労働省医政局長・同医薬食品局長
「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」
AEDの管理不備により性能を発揮できない（緊急時に作動しない）などの重大な事象の発生を防止するために、AEDの適切な管理の徹底を要請する内容の通知
- (2) -2 平成 25 年 9 月 27 日付け 厚生労働省医政局長・同医薬食品局長
「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」
上記(2) -1 の平成 21 年通知を発出した以降も、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態を踏まえ、同通知を再周知したもの
- (3) -1 平成 25 年 9 月 27 日付け 厚生労働省医政局長
「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの公表について」
一般財団法人日本救急医療財団において、「AEDの適正配置に関するガイドライン」が策定され、AEDの設置場所や配置に関して、一般人が

使用することを目的としたAEDの設置が推奨される場所が具体的に提示されたことを踏まえ、このガイドラインを参考にし、AEDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めることを促す通知

(3)－2 令和元年5月17日付け 厚生労働省医政局長

「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について」

平成30年12月に「AEDの適正配置に関するガイドライン」の内容が一部補訂されたことに伴う通知

(4) 平成27年8月25日付け 厚生労働省医政局長

「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の有効活用等について」

一般財団法人日本救急医療財団において「AED設置登録情報の有効活用について」（報告書）が取りまとめられたことを踏まえ、AED設置登録情報の有効活用等を促す通知

その他関係文書は以下のとおりである。

(1) 2023年1月18日付け 一般社団法人 電子情報技術産業協会 ヘルスケアインダストリ部会 ME市販後規制専門委員会 体外式除細動器WG

「『耐用期間』を過ぎたAEDの速やかな更新のお願い」

「医療機器としての品質、有効性及び安全性を担保・維持するための期間を明確化するため、製造販売会社が「耐用期間」を各々設定しており、「耐用期間」を過ぎたAEDは、できる限り速やかな更新をお願いします。」という内容の通知

2 AEDの設置状況等について

(1) AEDを設置する公共施設及び設置台数について

施設類型	公共施設の名称	施設数	台数
a. バスターミナル、道の駅	市原鶴舞バスターミナル、あずの里いちほら	2	2
b. スポーツ関連施設	市原市総合公園、八幡公園、姉崎公園、ちはら台公園、臨海球場、臨海競技場、臨海体育館、市原スポレクパーク、市原市中央武道館、市原市武道館、文化の森	11	12
c. 多数集客施設	中央図書館、市民の森、市原市海づくり施設、水と彫刻の丘、高滝ダム記念館、市原市憩の家、市原歴史博物館、チバニアンビジターセンター、史跡上総国分尼寺跡展示館	9	10
d. 大規模公共施設	市役所本庁舎 (2)、支所 (10)、市民会館、コミュニティセンター (5)、サンプラザ市原、五井会館、公民館 (10)、保健センター、いちほら聖苑、いちほら子ども未来館、福増クリーンセンター、農業センター、市原青少年会館	36	38
e. 消防署	中央消防署、市津消防署	2	2
f. 高齢者施設	保健福祉センター (3)、老人福祉センター、養護老人ホーム希望苑	5	5
g. 学校等	小学校 (40)、中学校 (21)、認定こども園 (6)、保育所等 (5)	72	77
h. その他	急病センター、教育センター、菊間終末処理場	3	3
合 計		140	149

※ 上記「施設類型」は、『AEDの適正配置に関するガイドライン』の「AEDの設置が推奨される施設の具体例」などを参考にした分類である。

上記「公共施設の名称」内の () 内の数字は、施設数である。

上記 140 施設の中から、「h. その他」を除く施設類型ごとに 1~6 施設、計 17 施設を抽出し、現地調査及びヒアリングを実施した。

(2) A E Dの設置者について

公共施設に設置されたA E D（149台）の設置者の別は以下のとおりである。

設置者	設置台数
市	145
指定管理者	3
包括管理委託の受託者	1
合 計	149

市が設置したA E D（145台）のうち、小学校・中学校（61校）に設置された65台については、教育総務課が購入し、各学校に設置したものである。

また、市内各支所（10支所）に設置された10台については、保健福祉課が購入し、町会、自治会及び市内活動団体が市内で市民向けに行う行事への貸出用として、各支所に配備したものである。貸出実績としては、支所全体で年間10件程度、支所ごとでは0回～2回程度となっており、貸出時以外は、支所に設置されたA E Dとして、使用可能である。

指定管理者が設置した3台は、戸田コミュニティセンター（1台）、文化の森（1台）、臨海競技場（2台中1台）に設置されたものである。

包括管理委託の受託者が設置した1台は、菊間終末処理場に設置されたものである。

なお、指定管理者、包括管理委託の受託者が設置したA E D（4台）の取得方法は、購入が1台、リースが3台である。

(3) A E D（市が設置したものに限る。）の取得方法について

公共施設に設置されたA E D（149台）のうち、市が設置したA E D（145台）の取得方法の別は以下のとおりである。

取得方法	設置台数
購入	143
リース	0
その他	2
合 計	145

取得方法については、ほぼ購入のみであった。

小学校・中学校（61台）、市役所本庁舎（2台）、教育センター（1台）では、取得方法（購入又はリース）を比較検討したうえで、購入を選択していた。

その他（2台）については、消防局で救急車を更新した際に、従前の救急車に搭載していたA E D2台を再利用して、人の出入りが多い消防局庁舎内の中央消防署と市津運動広場に隣接する市津消防署に設置したものである。

3 AEDの設置場所及び設置の情報提供について

(1) 施設内における設置場所について

公共施設に設置されたAED（149台）の設置場所は以下のとおりである。

設置場所	設置台数
事務室、職員室（屋内）	60
玄関、施設出入口付近（屋内、廊下を含む）	58
体育館付近（屋内）	12
事務室、職員室付近（室外、廊下を含む）	6
保健室（室内）	3
通路、廊下	2
運動スペース（室内）	1
運動スペース付近（室外、廊下を含む）	1
その他	6
合 計	149

「その他」としては、福増クリーンセンターの「第二工場プラットホーム監視室」、市原市急病センターの「1階診察室前」などがある。

(2) 設置場所の案内表示について

① AED設置・保管場所における表示

表示の有無	台数
表示あり	147
表示なし	2
合 計	149

表示がない2台のうち1台は、養護老人ホーム希望苑で「使用する者が職員に限られ、全職員が設置場所を知っている」という理由から表示していない。

もう1台は、五井支所で「貸出用として設置されたものである」という理由から表示していない。なお、五井支所が入居するサンプラザ市原では、サンプラザ市原として建物1階に1台設置しているが、もう1台AEDが必要な状況が生じれば、五井支所のAEDも使用可能である。

② AED設置場所以外における表示

表示の有無	台数
表示あり	146
表示なし	3
合 計	149

「表示なし」の理由としては、五井支所の「貸出用として配備されたものである」や、老人福祉センターの「施設職員のみを使用を想定しており、職員が常駐する事務室に設置している」などがあつた。

AED設置場所以外における表示として、多くの施設（128施設）が「入口付近に設置表示あり」となっており、さらに、そのうち18施設が「入口付近に設置表示あり、かつ、誘導表示あり」となっていた。

その他、「屋内の廊下、壁面等に誘導表示あり」「施設内の施設案内図に設置場所を示す表示あり」「施設内の心停止発生リスクの高い場所付近に誘導表示あり」「屋外に設置表示あるが、誘導表示なし」「屋外に誘導表示あり」という施設もあった。

現地調査をした施設の中には、誘導表示を階段の踊り場など目につきやすい複数個所に貼付し、施設内のどこにいてもAED設置場所が分かるように独自の工夫を施している施設もあった。

(3) 市民のAED使用について

公共施設に設置されたAEDに係る市民の使用について、回答があった139施設の運用状況は以下のとおりである。

運用状況	施設数
市民の使用を想定していない	78
市民の使用を想定しており、施設職員を介さず使用できる状態になっている	37
市民の使用を想定しており、施設職員を介して使用できる状態になっている	24
合 計	139

「市民の使用を想定していない」が78施設となっているが、その多くは、施設類型「学校等」に含まれる小学校（40校）、中学校（21校）、認定こども園・保育園等（9園）となっている。

なお、公共施設の中には、施設開館時間外（休日・夜間）に施設を開放し、市民が運動目的で利用している施設もある。そこで、その一例として、学校体育施設開放事業により体育施設等の休日・夜間に開放している小中学校に設置されたAEDが使用できる状態になっているかを確認したところ、開放施設以外の建物内にAEDが設置され、教職員が不在で、かつ建物が施錠されているため、AEDを使用できない状況の施設があることが確認された。

(4) AED設置情報の提供について

AED設置情報は、千葉県の「自動体外式除細動器（AED）設置情報」や厚生労働省が登録を促している一般財団法人日本救急医療財団の「全国AEDマップ」などのウェブサイトから確認できるようになっている。

AEDを設置する本市公共施設（以下、「AED設置施設」という。）についても、多数の施設がウェブサイトに登録されていることを確認できたものの、一部施設の登録は確認できなかった。また、既に廃止された施設の設置情報がそのまま残されている状況も確認された。

さらに、所管するAED設置施設がウェブサイトに登録されていることを認識していないAED設置施設の所管課（以下、「施設所管課」という。）も複数確認された。

4 AEDの管理状況について

(1) 機器本体及び消耗品等の日常点検について

① 日常点検担当者の配置状況

配置の有無	施設数
配置している	104
配置していない	36
合計	140

配置していない理由として多かったのは、「リモート監視システムによって管理しているため」（11施設）、「貸出用AEDを配備した保健福祉課が管理していると考えため」（5支所）、「業者による定期点検があるため」（3施設）などである。それ以外には、「リース契約により業者に委託しているため」などの理由があった。

② 日常点検の実施状況

日常点検の実施状況	施設数	構成比率
実施あり（毎日）	39	28%
実施あり（週1回）	7	5%
実施あり（月1回）	49	35%
実施あり（年1回）	16	11%
実施あり（不定期）	10	7%
実施なし	19	14%
合計	140	100%

日常点検として実施されている内容としては、「実施あり（毎日）（週1回）」の施設では、主にインジケータの確認が行われ、「実施あり（月1回）（年1回）（不定期）」の施設では、バッテリー残量やパッド使用期限の確認、電源を入れた動作確認などが行われていた。

「実施あり（毎日）」の施設の中には、毎日の点検に加えて、点検内容を追加した月1回の点検や年2回の点検なども併せて実施している施設もあった。

「実施あり（不定期）」の施設の点検実施時期については、貸出用AEDの貸出予定日前、AED販売業者来訪時、施設独自の講習会実施時、防災訓練実施時、学校の体育祭などのイベント前や水泳指導前などであった。

「実施なし」の理由として多かったのは、「リモート監視システムによって管理しているため」（7施設）、「貸出用AEDを配備した保健福祉課が管理していると考えため」（5支所）などであった。

点検担当者等については、平成21年4月16日付け 厚生労働省医政局長・同医薬食品局長「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」の別紙において、注意喚起がなされている。

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

※ 本監査の着眼点に特に関連した箇所について、_____を引いている。

③ 日常点検記録簿の有無

記録簿の有無	施設数
有	65
無	75
合 計	140

「記録簿 無」の理由として多かったのは、「リモート監視システムによって管理しているため」（14 施設）、「貸出用 A E D を配備した保健福祉課が管理していると考えため」（6 支所）などであった。

(2) 消耗品等の交換について

① バッテリ及び電極パッドの交換時期の把握

交換時期の把握の有無	施設数
有	139
無	1
合 計	140

「交換時期の把握 無」の 1 施設（1 台）は、戸田コミュニティセンターの指定管理者がリース契約により設置したものであり、契約の中で日常点検業務をリース会社に委託している。

② 使用期限等を表示したラベル取付け

ラベル取付けの有無	施設数
有	138
無	1
合 計	139

回答があった 139 施設について、ラベル取付けの有無を整理したものが上表である。

「ラベル取付け 無」の 1 施設（1 台）は、菊間終末処理場の包括管理委託の受託者がリース契約により設置したものであり、リース業者が管理をしているため、ラベルを取り付けていない。

(3) 機器本体の更新について

① A E D 本体の更新時期の把握について

更新時期の把握の有無	施設数
有	139
無	1
合 計	140

「更新時期の把握 無」の 1 施設（1 台）は、戸田コミュニティセンターの指定管理者がリース契約により設置したものであり、契約の中で日常点検業務をリー

ス会社に委託している。

また、本市公共施設に設置されたAED（149台）のうち、製造販売会社が設定する耐用期間を超過しているAED本体が2台確認された。これらは中央消防署と市津消防署に設置されたものである。なお、本監査の対象外ではあるが、消防車両のうち13台にAEDが搭載され、そのうち8台のAED本体についても、耐用期間を超過していることが監査の過程で判明した。

5 AEDの操作方法の習得について

(1) 施設職員等の救命講習（AED使用方法含む）の受講状況について

AED設置施設に勤務する施設職員の救命講習受講状況について、回答があった135施設を救命講習受講率（施設に勤務する全職員のうち、救命講習を受講した者の割合）別に分類し、受講率別の施設数の分布を以下の表のとおり整理した。

① 施設職員の救命講習受講率別に分類した施設数の分布について

講習受講率	<u>受講時期を問わない</u> 受講率における		<u>過去3年以内の</u> 受講率における	
	施設数	構成比率	施設数	構成比率
0%（受講者なし）	1	1%	16	12%
20%未満	3	2%	14	10%
20%以上 40%未満	11	8%	17	13%
40%以上 60%未満	10	7%	7	5%
60%以上 80%未満	38	28%	41	30%
80%以上 100%未満	39	29%	23	17%
100%（全員受講）	32	24%	17	13%
受講者いるが、受講率不明	1	1%	—	—
合計	135	100%	135	100%

※ 施設職員は、当該施設に勤務する市役所職員（正職員・会計年度任用職員）、指定管理者職員、施設管理受託者職員とする。

※ 過去3年以内の受講率に係る調査を行ったのは、消防庁次長が発出している「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」の普通救命講習に関する「2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。」の記載に基づき、本市消防局が、「普通救命講習修了証」において、「救命技能を維持向上するため、努めて3年毎に講習を受けてください。」としているためである。

「受講時期を問わない救命講習の受講率」について、「受講率60%以上」の施設が109施設（81%）を占めており、全体的には受講率が高く、AEDを使用できる施設職員が複数いる状況が確認された。なお、「受講率0%（受講者な

し)」の施設が1施設あった。

また、「過去3年以内の救命講習の受講率」について、「受講率60%以上」の施設が81施設(60%)を占めていたが、「受講時期を問わない救命講習の受講率」と比較すると少なくなっていた。なお、「受講率0%(受講者なし)」の施設も16施設(12%)あった。

受講した救命講習については、本市消防局職員による講習が最多であったが、そのほか、日本赤十字職員による講習、応急手当普及員に認定された指定管理者職員による講習、防災士研修センターの講習などがあった。

② 施設独自の救命講習の実施状況について

施設独自の救命講習の実施の有無	施設数
実施している	91
実施していない	49
合 計	140

AED設置施設が独自に実施した救命講習の実施率は、65%(91施設)となっており、うち84施設は、直近2年以内(令和4、5年度)に実施していた。

施設独自の救命講習の講師については、本市消防局職員への依頼が最多であったが、施設の職員(看護師、応急手当普及員に認定された職員)を内部講師にして実施している施設もあった。

6 AEDの使用実績について

AED設置施設における過去5年間(令和元年度～5年度)のAEDの使用実績は以下のとおりである。

なお、令和元年度と令和5年度(調査時点まで)については使用実績がなかった。

発生年度	施設名	AED 操作者	具体的な使用状況
令和2年度	養護老人ホーム 希望苑	施設職員	入居者の意識なく脈が触れなかったため、施設職員が使用
令和3年度	サンプラザ市原	通行人 (看護師)	施設外(五井駅周辺)での傷病者対応で通行人が使用
令和3年度	八幡中学校	教諭	体育の授業中、生徒が倒れ、教諭が使用
令和4年度	菊間コミュニティ センター	施設利用者 (元救命士)	サークル活動中のメンバーが倒れたため、別のメンバーが使用
令和4年度	養護老人ホーム 希望苑	施設職員	入居者の意識なく脈が触れなかったため、施設職員が使用

AED設置施設においては、過去5年間に5件の使用実績があることから、1年間にすると1～2件、AEDによる救命措置が必要な状況が発生し、高齢者施設、学校、施設外など様々な状況で使用され、AED操作者も施設職員、教諭、施設利

用者、通行人と様々であることが分かる。

なお、電極パッドは、使い捨てであることから、AEDを再び使用できる状態に復旧するためには、速やかに電極パッドを交換する必要がある。そのため、AED使用後における電極パッドの交換時期を確認したところ、いずれの事案においても速やかに交換され、AEDが使用できる状態に復旧されていた。

また、AEDの使用実績がある菊間コミュニティセンターにおいては、対応にあたった指定管理者が、AEDを使用した経験を踏まえ、女性を救護する際に目隠しとなるものがあった方が良くと考え、AED使用時に使う目隠し用テントを独自に購入していた。

7 「AEDの適正配置に関するガイドライン（一般社団法人日本救急医療財団 平成30年12月25日）」について

(1) 「AEDの適正配置に関するガイドライン」の把握、活用の状況について

ガイドラインの把握、活用状況	施設数
ガイドラインを把握しており、配置等について参考になっている	93
ガイドラインを把握しているが、参考にはしていない	12
ガイドラインを把握していない	34
合 計	139

回答があった139施設のうち、半数以上の施設においては、AEDの配置等を検討する際にガイドラインを活用している状況が確認されたものの、一部施設では、ガイドラインが把握されていなかった。

II 総括意見

本市の公共施設に設置されたAEDの設置及び管理状況について確認したところ、おおむね適正に行われていた。なお、救命措置が必要になった際に、迅速かつ適切にAEDを使用できる環境がより一層整備されるよう、以下のとおり意見を付すこととする。

1 AEDの設置場所及び設置の情報提供について

AED設置施設の入口には、設置施設であることの表示（AED設置ステッカーの貼付）がなされ、施設内におけるAED設置場所についても、具体的な使用状況を考慮したうえで、施設開館時間内において、施設内でアクセスが容易な場所や使用が想定される場所付近に設置されており、おおむね適正であった。また、一部施設では、設置場所への誘導表示を工夫するなど、施設利用者の視点に立った独自の取組みも見られた。

一方で、千葉県や一般財団法人日本救急医療財団などがAEDの設置情報を集約して公表しているウェブサイト上における本市施設の設置情報について、実際の設置状況と異なる情報も見受けられ、正しく市民に情報を周知しているとは言えない状況である。ついては、施設所管課において、適切な情報の管理、発信に努められたい。

2 AEDの管理状況について

AEDは、薬機法で規定する「高度管理医療機器」「特定保守管理医療機器」に該当し、適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が指定した医療機器の一つである。医療機器としてのAEDの品質、有効性及び安全性を担保し、AED本来の機能や性能を維持するため、製造販売会社では、AEDを使用できる期間として「耐用期間」を定めている。このため、「耐用期間」を超えたAED本体は、製造時の信頼性と安全性を維持できなくなり、正常に作動しないリスクが高まることから、速やかに更新する必要がある。また、消耗品（バッテリー、電極パッド）についても同様に、製造販売会社が設定した「使用期限」を超過する前に交換する必要がある。

ほとんどのAED設置施設においては、おおむね適正に「耐用期間」「使用期限」を管理し、AED本体の更新、消耗品の交換が行われていたものの、一部施設においては、「耐用期間」を超過したAED本体を使用している状況や、消耗品の「使用期限」を把握できていない状況が見受けられた。また、日常点検についても十分な点検が実施できていない施設も見受けられた。実際に救命措置が必要になった際に、管理不足によりAEDを使用できない事態はあってはならないものであることから、適切な管理を徹底されたい。

なお、多くのAED設置施設において、AED製造販売会社の提供するリモート監視システムを利用している状況が確認された。このシステムの利用は、管理の手助けとなることから、積極的な活用が推奨されるものの、取扱説明書に沿った目視による点検も必要であることから、リモート監視システムのみに頼ることのないよう留意されたい。

3 AEDの操作方法の習得について

AED設置施設では、過去5年間で5回、AEDの使用実績があるが、高齢者施設、学校、施設外など様々な状況で使用され、施設職員、教諭、施設利用者、通行人などAED操作者も様々であった。単純計算で1年間に1回、AEDを使用する状況が発生していることになり、施設職員としても、いつAEDを使用する場面に直面しても不思議ではないことが分かる。

ほぼ全てのAED設置施設において、救命講習の受講経験のある職員が配置されていたが、受講してから長期間経過している職員しかいない施設も見受けられた。実際の使用に際しては、訓練とは異なり、人命のかかった緊迫した場面での使用となることから、冷静に操作することが難しい状況であることは想像に難くない。直近で講習を受講している職員でも、実際の使用には不安を抱いているとの声もあったことから、定期的な講習受講等を通じて、AEDの操作方法を含む救命処置の知識・技能の研鑽に努め、緊急時に適切に対応できるよう図られたい。

4 AED未設置施設への設置の検討、設置施設における設置場所の再検討などについて

本市公共施設においては、「AEDの適正配置に関するガイドライン」で設置推奨施設とされている市民の利用頻度が高い市役所などの大規模施設、学校、運動施設などにAEDが設置されていた。

しかしながら、AEDを設置していない施設においても、施設周辺でのAED設置状況、施設利用者数、施設の利用状況（激しい運動をするなど）等によっては、設置の有効性が高い施設もあると考えられることから、施設の状況に合わせた柔軟なAEDの設置について検討をされるよう望むものである。

また、既にAEDを設置している施設においても、休日・夜間に体育施設等を市民に開放する際には、AEDが開放施設とは異なる施錠された建物内（別棟や管理事務所）に設置されているなどの理由から、AEDを使用できない状況が確認されている。施設の規模、施設利用者数、施設の利用状況等に照らし、AEDの設置場所の再検討や増設などについて、施設の状況に合わせた柔軟な対応を検討されるよう併せて望むものである。

AEDは、本来、救命措置が必要になった際に、速やかに使用できる状態にあることが求められるものであるが、本市公共施設に設置されたAEDは、全て屋内設

置であり、施設の開館時間しか使用できない状況にある。

県外・県内他市においては、休日・夜間に学校の体育館や校庭を開放する際に危惧される運動中の不測の事態に備え、24時間誰もがAEDを使用できる状態にしておくため、学校の校内に設置されている全てのAEDを、職員玄関や昇降口脇などの屋外の収納ボックスへ移設し、学校利用者のみならず、近隣住民への設置の周知を図っている事例のほか、公共施設だけではなく、24時間営業のコンビニエンスストアにAEDを設置している事例もあることから参考にされたい。

5 AEDの設置及び管理に係る統一的な基準等について

本市においては、AEDの設置及び管理について、全庁的に統括している部署がなく、市としての統一的な基準等がないため、施設所管課等がそれぞれ独自の判断で、日常点検、消耗品の管理、施設職員への研修等を実施している状況である。こうした中で、AEDの日常点検の頻度や方法などについて、施設ごとに大きなばらつきがある状況が確認された。

また、AED設置課と施設所管課が異なる施設の一部においては、日常点検を誰が行うのかについての共通認識がなく、AEDの日常管理が適切に行われていない状況も確認された。

については、本市公共施設におけるAEDの設置及び管理に関して、統一的な対応が図られるよう、国（厚生労働省）からの通知等を参考としつつ、市の統一的な基準等を定めるなど、組織的な取組みを検討されたい。